

議案第17号

田川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二場 公 人

理 由

本案は、田川市立病院において新たな診療科目を設置しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

田川市病院事業の設置等に関する条例（昭和24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表田川市立病院の項診療科目の欄中「救急科」を「救急科 病理診断科」に改める。

第8条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。